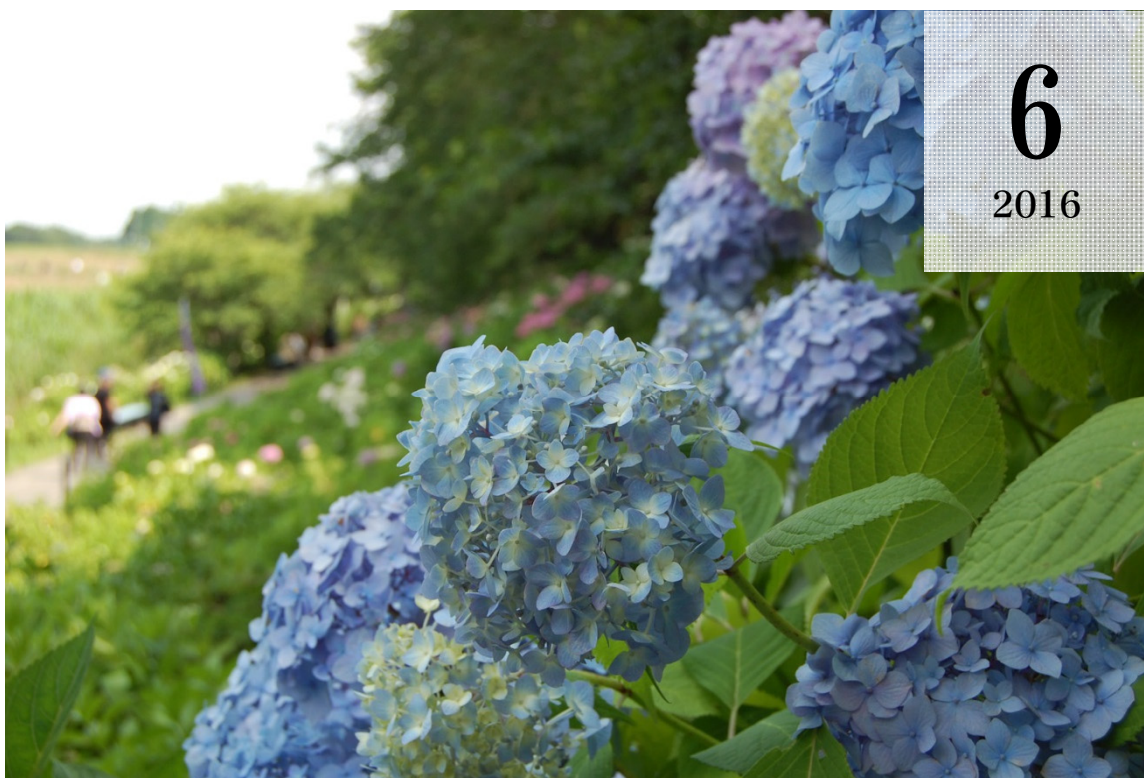


FMCだより

6月といえば梅雨。雨が多くなると、蒸し暑さが増して過ごしにくくなりますので、お体にはくれぐれもお気を付けください。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号

TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



～平成28年度税制改正～

2年連続の法人税率引下げ



それは次回で



平成27年度税制改正に続き、28年度税制改正においても法人税率の引下げが行われました。

27年度税制改正時からの既定路線

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という、日本における法人税改革の趣旨に基づき、27年度を初年度とし、以後数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目標に、改正が行われています。

この目標を実現するために、27年度では先行して法人税率の引下げが行われました。また27年度税制改正時には、28年度税制改正で更なる引下げを図ることが言及されており、これが今回想定どおりに実行されました。

法人実効税率は20%台に

27・28年度税制改正による法人税率表を、次ページにまとめました。これらの改正により、財務省が示す法人実効税率は次の通りとなり、28年度において目標の20%台となりました。

	従前	平成27年度	平成28年度 平成29年度	平成30年度
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

財務省「平成28年度税制改正」より

ただし、法人事業税の計算上、資本金が1億円を超える法人（以下、大法人）について、法人実効税率の算定に組み込む『所得割』の課税割合が縮小される一方で、法人実効税率の算定に組み込まない『外形標準課税』の課税割合が拡大されています。そのため赤字の大法人にとっては、税の負担が増えることになります。

なお、法人税率といえば、年800万円以下の課税所得金額に対する税率が15%となる、「中小法人の軽減税率の特例」があります。27年度税制改正により、この特例は適用期限が29年3月31日まで延長されており、これ以降の適用に関しては29年度税制改正時に検討されると思われます。財務省が公表した「租税特別措置の適用実態調査の結果」によれば、この特例の適用件数は26年度で約80万でした。中小法人等にとって影響が大きいこの特例について、今後どのような方向となるのか、29年度税制改正の情報も注視しましょう。

＜法人税率表＞

 平成27年度税制改正
  平成28年度税制改正

区分	法人の種類例	課税所得金額	従前	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			平成24年4月1日 から 平成27年3月31日 までの間に開始する 各事業年度	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 までの間に開始する 各事業年度	平成28年4月1日 から 平成29年3月31日 までの間に開始する 各事業年度	平成29年4月1日 から 平成30年3月31日 までの間に開始する 各事業年度	平成30年4月1日 から 平成31年3月31日 までの間に開始する 各事業年度
原則	・資本金1億円超の会社 ・資本金5億円以上の会社の100%子会社 ・資本金5億円以上の会社の100%孫会社等	年800万円以下	25.5%	 23.9%	 23.4%		 23.2%
		年800万円超					
中小法人等	・資本金1億円以下の法人（『原則』以外） ・医療法人 ・公益社団（財団）法人 ・一般社団（財団）法人 ・NPO法人等	年800万円以下	15%	 15%	19%		
		年800万円超	25.5%	 23.9%	 23.4%		 23.2%
公益法人等	・社会福祉法人 ・学校法人 ・宗教法人 ・社会医療法人等	年800万円以下	15%	 15%	19%		
		年800万円超			19%		
協同組合等	・漁業協同組合 ・商店街振興組合 ・消費生活協同組合 ・信用金庫 ・中小企業等協同組合（企業組合を除く） ・農事組合法人（一定のものを除く）等	年800万円以下	15% (16%)	 15% (16%)	19% (20%)		
		年800万円超			19% (20%)		
		特定の協同組合等のみ 年10億円超			22%		
特定医療法人	措置法に規定する承認を受けた医療法人	年800万円以下	15% (16%)	 15% (16%)	19% (20%)		
		年800万円超			19% (20%)		

※ 表中のカッコ書きの税率は、連結親法人である場合に適用します。

労務情報

従業員の育児・介護と仕事の両立支援を後押しする助成金



助成金は年度単位で予算が立てられているものが多く、年度初めに多くの助成金の新設・見直しが行われます。昨今の助成金は育児（介護）と仕事の両立支援や高齢者の活用、労働者の雇用の安定などの分野を重点的に支援するものが多くっており、平成28年度についても、これらの分野で注目される助成金が出てきています。そこで、今回は両立支援等助成金の中から、出生時両立支援助成金と介護支援取組助成金を紹介します。



出生時両立支援助成金

この助成金は今年度到新設されたもので、男性従業員が育児休業を取得しやすいよう職場風土作りのための取組を行い、実際に男性従業員が育児休業を取得した場合に助成金が支給されます。具体的に対象となるのは、子の出生後8週間以内に開始する5日以上（大企業14日以上）の育児休業です。助成額は、以下のようになっています。

- ・ 風土作りのための取組および育児休業取得 1人目：60万円（大企業30万円）
- ・ 2人目以降：15万円（大企業も同額）

この助成金は2人目以降も対象になりますが、1年度につき1人までとされています。また、過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている場合は、対象外となっています。

介護支援取組助成金

この助成金も今年度到新設されたもので、仕事と介護の両立に関する取組を行った場合に助成金が支給されます。具体的には、次の3つの取組をすべて行うことが要件となります。

- ① 従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケート）
- ② 介護に直面する前の従業員への支援（社内研修の実施、リーフレットの配布）
- ③ 介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置および周知）

①から③の実施については全て厚生労働省の指定する様式があり、この様式を使用することになります。助成額は60万円で、1企業1回のみの支給となっています。この助成金は、実際に介護休業を取得することを要件としておらず、取組を行ったことに対して助成される点がポイントとなります。

介護離職が社会問題となりつつあり、平成28年8月には、雇用保険の介護休業給付金の給付率が賃金の40%から67%に引き上げられるほか、平成29年1月には、介護休業の分割取得が可能となる法律改正が施行されます。企業において、これらの法改正の対応と共に、助成金の受給を視野に入れた取組が進められることも考えられます。

これらの助成金のほか、キャリアアップ助成金の一部が廃止されていたり、定年延長に関する助成金の要件が緩和されていたりするなど、様々な助成金の内容が見直されています。助成金の活用をお考えの際は、最寄りの労働局までお問い合わせください。



企業における事業継続計画の策定状況



企業はさまざまなリスクを想定し、活動を続けていく必要があります。ここでは、今年3月に発表された調査結果（※）などから、災害時における事業活動の継続を図るための事業継続計画の策定状況をみていきます。

高まるBCP策定企業の割合

上記調査結果などから、企業における事業継続計画（以下、BCP）の策定状況をまとめると、下表のようになります。27年度には、企業の規模を問わずBCP策定済企業の割合が、25年度に比べ高くなりました。また、策定を予定している割合も高まる一方、予定はないとする割合が低下するなど、BCPの重要性を認識している企業が、規模を問わず増えていると感じさせる結果となりました。

業種別の策定状況

次に27年度の業種別BCP策定状況をみると、金融・保険業での策定率が最も高く86.9%となりました。次いで情報通信業が59.1%、建設業が50.0%となっています。一方で、宿泊業・飲食サービス業は9.4%、小売業も27.9%という状況であり、業種によってBCP策定状況に違いがみられます。

BCP策定・運用関連情報

BCPの策定や運用に関連して、参考になると思われる情報をご紹介します。

【中小企業庁】

ホームページ上でBCPの策定および継続的な運用の具体的方法をわかりやすく説明した、「中小企業BCP策定運用指針」や、BCPに関する事例集などを公開しています。

【日本政策金融公庫】

企業が策定したBCPに基づいて、防災に資する施設等の整備を行う際に利用できる融資制度（社会環境対応施設整備資金）を設けています。

これからBCPを策定する企業はもちろん、策定したBCPを運用していく企業も、こうした情報なども確認しつつ、自社のBCPをよりよいものにされてはいかがでしょうか。

事業継続計画（BCP）の策定状況（単位：％）

	大企業		中堅企業		その他企業		全体	
	25年度	27年度	25年度	27年度	25年度	27年度	25年度	27年度
策定済である	53.6	60.4	25.3	29.9	21.2	32.5	26.9	35.8
策定中である	19.9	15.0	12.0	12.1	12.0	9.8	13.2	11.2
策定を予定している （検討中を含む）	15.0	16.4	18.1	30.2	15.7	25.4	16.2	25.4
予定はない	8.3	5.1	24.8	18.3	30.8	19.0	26.0	16.8
事業継続計画（BCP）とは 何かを知らなかった	2.2	0.8	17.3	7.0	16.8	9.2	14.8	7.3
その他	1.0	1.6	2.6	1.8	3.2	2.1	2.7	1.9
無回答	0.0	0.7	0.0	0.7	0.4	2.1	0.2	1.5

内閣府「企業の事業継続及び防災に関する実態調査」より作成

（※）内閣府「平成27年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」

平成28年1月から2月にかけて行われた調査で、調査対象は5,070社、有効回答数は1,996社です。表中の25年度の数字は25年度調査結果のもので、有効回答数は2,196社です。ここでのその他企業は中堅企業よりも規模が小さい企業です。企業区分の詳細等は次のURLのページよりご確認ください。<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyoku/topics/>

企業におけるソーシャルメディアの活用状況



スマートフォンの普及が進み、FacebookやTwitterなどのソーシャルメディアを利用する人も、さまざまな年代で増えています。ここでは、企業におけるソーシャルメディアサービスの活用状況に関するデータをみていきます。

活用割合は20%に届かず

総務省の調査結果（※1）から、企業におけるソーシャルメディアサービスの活用状況を、資本金階級別にまとめると、表1のとおりです。活用している企業は、全体で17.6%にとどまっています。資本金階級別では、1,000万円未満と5億円超の階級で20%を超えています。

【表1】ソーシャルメディアサービスの活用割合（%）

資本金	活用している	活用していない
全体	17.6	80.1
1,000万円未満	22.1	76.7
1,000万円～3,000万円未満	14.9	81.1
3,000万円～5,000万円未満	16.1	81.4
5,000万円～1億円未満	14.6	83.4
1億円～5億円未満	18.2	80.0
5億円～10億円未満	23.7	73.3
10億円～50億円未満	28.5	71.3
50億円以上	28.9	71.1

※無回答を除いた結果なので100%にはならない
総務省「平成26年通信利用動向調査」より作成

紹介や宣伝での利用割合が高い

業種別にソーシャルメディアサービスの活用目的をみると、表2のとおりです。全体では「商品や催物の紹介、宣伝」の割合が最も高く、次いで「定期的な情報の提供」となり、この2つの活用目的が50%を超えました。

国も企業の活用促進を後押し

企業におけるソーシャルメディアサービスの活用は、これからが本番という状況ですが、4月に経済産業省から「企業のソーシャルメディア活用に関する調査報告書（※2）」が発表されました。同省ではソーシャルメディアを活用して、企業の販売促進や商品企画等の事業活動を高度化する取組の普及に取り組んでおり、この報告書は普及のための課題や解決策はもちろん、先進的な取組を事例集としてまとめたものです。関心のある方は、この報告書を確認してみたいはいかがでしょうか。

【表2】業種別ソーシャルメディアサービスの活用目的・用途（複数回答、%）

	マーケティング	商品や催物の紹介、宣伝	定期的な情報の提供	会社案内、人材募集	消費者の評価・意見の収集	その他
全体	29.6	63.3	59.2	32.3	13.4	4.3
建設業	16.6	50.9	63.7	44.1	2.3	4.5
製造業	36.7	61.9	57.4	37.6	16.1	5.7
運輸業	28.5	52.8	61.4	42.0	17.2	5.7
卸売・小売業	31.1	68.7	59.9	25.0	15.8	4.2
金融・保険業	46.6	62.4	60.0	24.3	29.1	8.6
不動産業	26.6	77.4	67.3	11.5	10.7	-
サービス業、その他	26.3	62.2	58.4	33.8	10.8	3.8

総務省「平成26年通信利用動向調査」より作成

（※1）総務省「平成26年通信利用動向調査」

常用雇用者数100人以上の企業を対象に、約5,000企業を抽出して平成27年1～2月に行われた調査です。有効回収率は58.9%となっています。詳細は次のURLから確認できます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

（※2）平成28年4月11日 経済産業省「企業のソーシャルメディア活用に関する調査報告書を取りまとめました」

報告書等の詳細は次のURLから確認できます。<http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160411002/20160411002.html>

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めに手続きしておきましょう。

2016年6月

お仕事備忘録

1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

2. 個人住民税の納期の特例

3. 賞与支払届の提出

4. 労働保険の年度更新

5. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

7. 梅雨どきの対策

1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

2. 個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで、納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。

毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

3. 賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。

4. 労働保険の年度更新

労働保険の年度更新時期です。7月10日まで（平成28年度は7月11日まで）の間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。

5. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

障害者及び高年齢者の雇用状況報告書（6月1日現在）の提出期限は7月15日までとなっていますが、管轄のハローワークによっては、6月末までに提出してもらうようアナウンスしています。早めに人数を確認しておきましょう。

6. お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

お中元の発送リストは重複がないかなどのチェックを行い、数を確定させます。その後、贈答品の選定や発注を行いましょう。贈答の品は持参することが前提です。もしデパートから配送する場合には、別便で手紙を送りましょう。

また、暑中見舞いは挨拶文の手配を早めに済ませ、同時進行で差出先の名簿を整え、宛名書きも始めましょう。近年では、日本郵便のWebサイト上でも作成できて便利です。

7. 梅雨どきの対策

雨の多い季節となりました。6月10日は暦の上では「入梅」です。

夏が近づき、蒸し暑くなる日も増えるため、梅雨どきの対策として次の点に気を配りましょう。

- ◆浸水などの災害対策の確認
- ◆湿気などによる不良在庫の発生防止
- ◆郵便物や輸送物の水ぬれ対策
- ◆降雨による自動車事故の防止
- ◆食中毒の防止対策や健康面の管理

社内備品の不良箇所の修繕手配、社員への告知はもちろんのことですが、特に飲食・食品関連業、社員食堂をもつ企業や工場では衛生管理に気をつけたいところです。



2016.6

労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等のほか、お中元や暑中見舞いの準備など通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わらせましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	水	大安	●労働保険の年度更新（～7月11日）
2	木	赤口	
3	金	先勝	
4	土	友引	
5	日	大安	芒種
6	月	赤口	
7	火	先勝	
8	水	友引	
9	木	先負	
10	金	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（5月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	土	大安	
12	日	赤口	
13	月	先勝	
14	火	友引	
15	水	先負	
16	木	仏滅	
17	金	大安	
18	土	赤口	
19	日	先勝	
20	月	友引	高卒者の求人票受付開始
21	火	先負	夏至
22	水	仏滅	
23	木	大安	
24	金	赤口	
25	土	先勝	
26	日	友引	
27	月	先負	
28	火	仏滅	
29	水	大安	
30	木	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（5月分）